

UC コーポレート会員規約・カード使用者規約

■ ■ ■ 一般条項 ■ ■ ■

第1条（法人会員）

ユーザーカード株式会社（以下「当社」と称します。）に対し UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社法併用）（以下「本規約」と称します。）を承認の上、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みください。当社がカード利用を承諾した法人または団体（以下「法人」と称称します。）を UC コーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。

第2条（カード利用単位（組織）、管理責任者及びカード使用者）

1. 法人は入会にあたり、カードの利用単位（組織）（以下「カード利用単位」と称します。）及びカード利用単位の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定する必要があります。カード利用単位とは法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役員もしくは、

2. 管理責任者は、法人会員にわかってカードを使用する方（以下「カード使用者」と称します。）を所定の方法により届け出るものとします。但し、カード使用者はカード利用単位に所属する役員で、当社に対し本規約を承認のうえ、カード使用者となることをお申込みいただき、当社が適当と認めた方とします。

3. 法人会員は当社との連絡のため、法人の連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は法人の連絡担当者を行うことによつて法人会員が行ったものとみなします。

第3条（カードの使途及び法人会員の責任）

カードの利用目的は、事業活動のためのもに限るとし、法人会員は、カード使用者のカード及び付帯サービスの利用によって生じる一切の責任を負担します。

第4条（カードの発行と管理）

1. 本規約の条項による、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面に暗記される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されたカード。法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し、カード使用者を告知することによって行います。また、カード番号は当社が指定のうえ、当社がカードが使用できるようにするものとします。なお、当社は、当社が必要と認めし、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。また、カードと本規約の原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従って送付します。

カード使用者は当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身の署名を行います。

5. カードの所有権は当社にあります。法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただくものとします。また法人会員及びカード使用者は、カードを複製、分解またはカードに格納された情報の複製、複製、改ざん、解読等を行わないものとします。

4. カード及びカード情報は、カード表面に氏名が印刷され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡または担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報は他人に使用されず、提供したりすることも一切できません。第22条第1項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員またはカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。

5. 法人会員はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させた場合はカードもしくはカード情報（第三者に利用された場合、その利用代金等の支払い）は法人会員が引受けるものとします。ただし、カードまたはカード情報の管理状況を確認できた法人会員は、カードの所有者に故意または過失がないと当社が認めればこの限りではありません。

6. カードの有効期限は当社が指定する日ととし、カードの表面に印字します。

7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員及びカード使用者として適当と認めた方とは、管理責任者が予め指定した送付先に新しいカードと本規約を送付します。なお、有効期限が到来するカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が持続するものとします。

8. 法人会員及びカード使用者は、当社または当社の提携会社から提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。

第5条（カードの年会費）

1. 法人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。

2. 年会費の支払は、支払方法が当社所定の方法によるものとします。

3. すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたします。

第6条（暗証番号）

1. 当社は法人会員またはカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。

（イ）当社が禁止している番号のお申し出があった場合、

2. 法人会員及びカード使用者が暗証番号を第三者に知られたいよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 法人会員はカード及びカード使用者が、第三者に暗証番号を知らせ、または暗証番号が第三者に知られた場合、それによって生じた損害は、法人会員の責任とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員またはカード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

第7条（カード利用可能枠）

1. 当社は、当社所定の方法により、カード総利用可能枠を設定の上法人会員に通知します。また、個々のカード利用可能枠は法人会員がカード使用者を届出する際に所定の方法で申し出た範囲内とし、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスごとにカード利用可能枠を設定いたします。但し、個々のカード利用可能枠の合計はカード総利用可能枠の範囲内とします。カード使用者は、未決済利用代金を含算した金額がその月の利用可能枠を超えない範囲でカードをご利用することができます。なお、ショッピングサービスでの利用代金はカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信代金、電話予約取戻代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び請求手数料を含みます。

2. カード1回あたりの利用限度は、日本国内の加盟店（以下「国内加盟店」と称します。）では当社が定める金額、日本国外の加盟店（以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。）ではマスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッドもしくはアジア・ワールドワイド・PTE・リミテッド（以下両者を「国際提携機関」と称称します。）が定める金額であるものとします。但し、カード利用の限、加盟店を越えて当社の承認を得た場合は、この金額を超えても利用することができます。

3. カード利用可能枠は、法人に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額または利用停止ができるものとします。

4. カード利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、第8条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部またはその一部をお支払いいただくことがあります。

第8条（代金決済）

1. 第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス（その月の手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」と称します。）に締切り、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関開店日とし、以下これを「約束手続日」と称します。）に法人会員が予め指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもちて前日に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。

2. カード使用者の海外加盟店でカード利用代金/外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分のみ日本円の換算は、利用代金を国際提携機関の決済センターが処理した時点で適用したレートにより、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートで適用するものとします。

3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払いの前月末末、管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利益によるものであかなどを十分に確認しなければならぬものとします。ご利用明細書の内容についての当社のお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたから20日以内に確認していただくものとし、この期間内に法人会員またはカード利用者がから異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上・残高の額について承認したものとみなします。

4. カード使用者は、当社に法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを承諾するものとします。

5. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足により、第1項に定める、当社のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができなくなった場合は、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。

第9条（支払金等の弁当権）

お支払いいただいた金額が支払債務全額を返済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序、方法によりいづれの債務に充当しても法人会員は異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序、方法によりいづれの期限未到来債務に充当しても法人会員は異議のないものとします。

第10条（費用の負担）

法人会員のご都合による第8条第1項以外のお支払方法による発生した金費用、公租公課及び、当社と法人会員の間で締結する債務の履行に係る立寄事務の作成費用等は、退会後いえど法人会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律に定める範囲内とします。

第11条（退会及びカードの使用取消と返却）

1. 法人会員は、当社で所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。

2. 法人会員またはカード使用者のいれが、カードの所有者として当該当社の承認を受け、その他法人会員、法人会員及びカード使用者として当該当社の承認を受けた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格を取消しすることができます。特定のカード利用単位の廃止、または特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することができます。

（イ）カードのお申込みもしくはその他の当社のお申込み、申告、届出などが虚偽の申告をした場合、

（ロ）本規約のいずれかに違反した場合、

（ハ）法人会員が当社に対する支払債務または当社が保証している債務の履行を怠った場合、

（ニ）信用情報機関の情報により、法人会員の信用状態が著しく悪化したときは、または悪化のおそれがあると当社が判断した場合、

（ホ）第22条第1項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないとして当社が判断する場合、または第29条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社の信頼感が維持できなくなった場合、

（ヘ）第8条第1項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合、

（ト）第13条第1項または第2項各号のいずれかに該当した場合、

（チ）第16条第1項に違反したことにより、当社から法人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合、

（リ）法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合、

（ル）第18条第3項に記載する行為を行った場合、

（ロ）第18条の第2第1項に規定する暴力団員等であることが判明した場合、

（ウ）第18条の第2第2項に記載する行為を行った場合、

（エ）第18条の第3第3項に基づいて裁判上の合理的な期間内に提出しない場合、

（カ）カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなった、当社からカード使用者への連絡が困難と判断した場合、

（ク）カード使用者が死亡した場合、

（コ）カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失または在留資格の確認ができない場合、

3. 前二項の場合、法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。

（イ）カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

（ロ）第22条第5項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員またはカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して適宜かつ決済方法の変更手続きを行うこと及び、その変更、決済方法及びカードの返却は当該加盟店が当該継続的サービスの代金を当該加盟店に立替払いした場合（または当該代金債権を当該加盟店から譲り受けた場合）にのみお支払いいただくこと。

（ハ）会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。

4. 法人会員は、第1項または第2項の定めより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消または資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却または断絶のうえ破棄するものとします。

5. 資格取消、退会またはカードの使用取消がなされた後にカードを無効にした場合には、その代金相当額を直にお支払いいただきます。

第12条（会員資格の審査等）

法人会員及びカード使用者の信用性について入会後、定期・不定期の審査を行います。当社は法人会員及びカード使用者は必要に応じて当社の求めた資料の提出等、当社の指示に応じるとともに、当社が公的機関の発行する書類を取得する場合があることについて真誠がないものとします。

第13条（期限の利益喪失）

1. 法人会員が、次のいずれかの事由に該当したときは、法人会員は当然に支払債務全額について期限の利益を失ひ、直ちにその債務を履行するものとします。

（イ）支払期日に利用代金の支払いをし、一回で還済したものと。但し、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

（ロ）自ら振出した手形、小切手等が不履行になったとき、または一般の支払いを停止したとき、

（リ）破産・仮破産・仮倒産・仮失踪の宣告を受けたとき、または破産宣告を受けるとき、

（ニ）破産・民事再生・特別清算・会社更生法の手申立てを受けたとき、または自らこれらの

申し立てをしたとき、

（ホ）カードの複製、分解等を行い、またはカードに格納された情報の複製、複製、改ざん、解読等を行ったとき、

2. 法人会員またはカード使用者が次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により法人会員は、支払債務全額について期限の利益を失ひ、直ちにその債務を履行するものとします。

（イ）商品の買入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき、

（ロ）本規約の条項に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき、

（ハ）法人会員の信用状態が著しく悪化したとき、

（ニ）法人会員が会員資格を喪失したとき、またはカード使用者がカードの使用取消となったとき、

（ホ）法人会員またはカード使用者が、第18条の第2第1項または第2第2項に違反したときまたは、当社の第18条の第2第3第1項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されない場合、

第14条（差延債務の弁済）

約束手続に支払債務の履行がない場合は、お支払いにあつべき金額に対してその支払期日の翌日から完済に至るまで、また本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金総額全額に対する期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、第22条第1項に定めるショッピングサービスは年14.6％、第29条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0％の利率で差延借替金を申し受けます。この場合の計算方法は、年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。

第15条（カードの盗難、紛失の賠償の責任と損害のてん補）

1. 万一法人会員またはカード使用者がカードを盗難、詐欺、横領もしくはカード情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、またはカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者は、速やかに当社まで電話等により届出をし、所定の喪失届を提出し、直ちにその責に、所轄警察署へ所定の書類を提出したものとします。

2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員の責任となります。

3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額で補填します。

（イ）法人会員及びカード使用者の共同またはいづれかによる故意または重大な過失に起因する場合、

（ロ）法人会員の役員員またはカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合、

（ハ）カード使用者の家族、同居人、留学者その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をし、また、カード使用者の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合、

（ニ）第4条に違反して第三者にカードまたはカード情報の不正使用を促した場合は、

（ホ）当社の発行したカードが盗難・紛失に遭い、その盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（ロ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

4. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

5. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

6. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

7. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

8. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

9. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

10. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

11. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

12. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合は、

（ニ）法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力しない場合、

（リ）第三者によるカードの不正使用の疑い、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第16条第3項に定める該当する場合は除きます。

（ウ）第1項に定める当該カードの届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、このうち本号において「各経路」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各経路を行わずなかった場合もしくは各経路を遅延した場合、

13. カードの盗難・紛失発生後、当該盗難・紛失の通知を受けたカード使用者は、当該盗難・紛失の通知を受けた日から61日以内に盗みだした不正使用の通知を受けなかった場合、

（イ）戦争、地震等による著しい経済的混乱に象徴してなされた不正使用の場合、

（ハ）法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した